

議案第19号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例
の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年12月31日までに招集する定例会の回数は、この条例の規定にかかわらず、1回とする。